

＜1. 現状と課題＞

- ▶ 平成23(2011)年の東日本大震災や令和元(2019)年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模地震発生時に、特に木造住宅が密集した市街地では、建物の倒壊や火災等が想定されるとともに、沿岸部では、津波による浸水の被害等が想定されます。また、台風や集中豪雨等発生時には、洪水・内水氾濫による浸水や土砂災害等が発生するおそれのある区域があります。これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

【地域防災力の向上】

- ▶ 防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、町会・自治会を中心に自主防災組織を結成しています。結成率は世帯数の増加に伴い、令和3(2021)年4月時点で59.6%と伸び悩んでいます。
- ▶ 市では、市及び関係機関が市民と一体となり、市内の全小中学校等を会場として実施している総合防災訓練のほか、災害に関する講習等を実施しています。
- ▶ 災害時に避難行動要支援者^(注1)の安全を確保するため、市社会福祉協議会が実施する安心登録カード^(注2)事業により、避難行動要支援者の情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進しています。また、避難支援等をより実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める必要があります。

【防災体制の充実】

- ▶ 災害時の非常通信手段のひとつである防災行政無線については、近年、機能の向上を図るためデジタル化を進めてきましたが、気密性や防音性の高い住宅等の増加などによる聞こえにくい状況の解消や、土砂災害警戒区域等への速やかな災害情報の提供が求められています。
- ▶ 平成29・30(2017・2018)年度に実施した船橋市防災アセスメント調査(地震被害想定)の結果に基づき、水や食料のほか、トイレや電源の確保など、避難所の備蓄や設備を充実させることにより、避難生活の質の向上を図る必要があります。令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時に避難所を区切るための間仕切り等を配備しました。
- ▶ 大きな災害が発生した際には、多くの負傷者が発生する可能性があります。災害による負傷者は病院へと運ばれますが、病院も被災しており平常時と比べると限られた人員や設備・備品で医療行為を行う必要があります。そのため、令和2年4月から市内9ヶ所の病院前に病院前救護所^(注3)を設置し、トリアージ^(注4)及び軽症者の応急処置を行う体制に変更しました。
- ▶ 大規模災害発生時には、応急対策とともに、被災者の生活を一日も早く元の状態に戻し、安定を図ることが重要であることから、令和3(2021)年度に被災者生活再建支援システムを導入するなど、被災者支援の体制整備に取り組んでいます。

【都市防災機能の向上】

- ▶ 地震による橋りょうや建築物等の倒壊または崩壊の被害、下水道管路の破損等を軽減するため、それぞれの耐震化を図る必要があります。
- ▶ 近年、台風や集中豪雨等による浸水被害が発生していることから、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設^(注5)の整備等の浸水対策が求められています。また、河川、排水路及び排水機場では、老朽化の進行を起因とした事故や排水機能の低下による浸水被害のリスクが増大しています。
- ▶ 津波・高潮による浸水被害を防ぐための海岸保全施設^(注6)は、老朽化等が進行しているうえ、耐震性が確保されていない状況であることから、国及び県に対し、早期整備を要望しています。

＜2. 施策の方向＞

施策1 地域防災力の向上

行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自主防災組織の結成と活動の支援
- ◆ 総合防災訓練及び各種講習の実施
- ◆ 在宅避難を含めた多様な避難方法の周知
- ◆ 要配慮者^(注7)に対する避難支援等の推進

施策2 防災体制の充実

災害時に迅速に応急活動を実施するため、非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。

大規模災害発生時に、被災者が一日も早く生活再建できるよう、迅速かつ的確な被災者支援を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 防災行政無線やメール、SNS、FAX、電話、広報車等を活用した災害情報の提供
- ◆ 避難所の備蓄品及び設備の充実
- ◆ 避難所等における感染症対策の推進
- ◆ 病院前救護所訓練の実施及び医療機関等との連携強化
- ◆ 被災者生活再建支援システムを活用した被災者支援の推進

施策3 都市防災機能の向上

地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に実施するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。

台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。

津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 橋りょうの耐震化
- ◆ 下水道施設の耐震化
- ◆ 民間の住宅や緊急輸送道路^(注8)沿道建築物の耐震化促進
- ◆ 河川の改修
- ◆ 公共下水道(雨水)の整備
- ◆ 雨水貯留浸透施設の整備
- ◆ 海岸保全施設の早期整備の促進